

五條東体育館玄関扉修繕仕様書

1. 総則

この仕様書は、五條市教育委員会が令和7年度に実施する下記施設の玄関扉修繕について必要な事項を定めるものとする。

2. 修繕を行う施設

五條東体育館（五條市五條4丁目2番6号）

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 修繕内容

玄関扉（観音開き、前後両開き）の右側半分が下部埋め込み式ドアクローザーの故障により勢いよく閉まり危険な状態である。このドアクローザーを緩やかに閉まるよう修繕を行い、安全な状態に復旧する。

※材料費・工賃及び処分費等、修繕に係り必要となる一切の費用を含むものとする。

※必要であれば事前の現地確認を認める。日時については生涯学習課と相談すること。